

京 都 大 学 i P S 細 胞 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(前 略)</p> <p>(研究部門等)</p> <p>第 6 条 iPS細胞研究所の研究部門等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>初期化機構研究部門</p> <p>増殖分化機構研究部門</p> <p>臨床応用研究部門</p> <p><u>規制科学部門</u></p> <p>(後 略)</p> | <p>(研究部門)</p> <p>第 6 条 iPS細胞研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>初期化機構研究部門</p> <p>増殖分化機構研究部門</p> <p>臨床応用研究部門</p> <p><u>基盤技術研究部門</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。</p> |